

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人信和会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、日当、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、次条第2項に定める場合（職員としての正規の勤務時間外に行うことを命じられた場合に限る。）はこの限りでない。

(理事長等の勤務報酬等)

第4条 理事長及び業務執行理事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、勤務の実態に応じて別表2の勤務報酬及び別表3の費用弁償を支払うことができる。

- 2 理事長及び業務執行理事以外の理事が理事会出席以外の日において、理事長及び業務執行理事の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、勤務の実態に応じて別表2の勤務報酬及び別表3の費用弁償を支払うことができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(報酬の額の決定)

第6条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間800万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間200万円以内とする。

(報酬の支給日)

第7条 役員等の報酬は、職務執行の当日または職務執行の属する月の翌月15日(ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その翌日に支払うものとする)。

(報酬の支給方法)

第8条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第9条 役員等の費用は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月24日から施行する。

令和2年9月1日改定

令和3年12月10日改定

別表 1

種 別	区 分	報 酬	費用弁償
理事会出席報酬	理事長	10,000 円	実費精算
	業務執行理事	10,000 円	実費精算
	理事	10,000 円	実費精算
	監事	10,000 円	実費精算
評議員会出席報酬	評議員	10,000 円	実費精算
	理事長	10,000 円	実費精算
	業務執行理事	10,000 円	実費精算
	理事	10,000 円	実費精算
	監事	10,000 円	実費精算

別表 2（勤務報酬）

種 別・区 分	月額報酬	賞与（夏、冬）
理事長業務報酬（非常勤）	300,000 円以内	300,000 円以内
業務執行理事業務報酬（非常勤）	300,000 円以内	300,000 円以内
理事業務報酬（非常勤）	200,000 円以内	250,000 円以内

別表 3（費用弁償）

旅費			その他
交通費	日当	宿泊費	
実費精算	5,000 円	15,000 円	実費精算